

令和3年 第8回

京田辺市教育委員会定例会

令和3年8月18日(水)

## 令和3年第8回教育委員会定例会会議録

### 1 日時・場所

令和3年8月18日(水) 午前10時00分  
京田辺市役所305会議室

### 2 出席委員

|              |       |
|--------------|-------|
| 教育長          | 山岡 弘高 |
| 委員(教育長職務代理者) | 西村 和巳 |
| 委員           | 藤原 孝章 |
| 委員           | 上村 真代 |
| 委員           | 伊東 明子 |

### 3 出席職員 職・氏名

|                   |       |
|-------------------|-------|
| 教育部長              | 藤本 伸一 |
| 教育指導監             | 中井 達  |
| 教育部副部長            | 鈴木 一之 |
| 教育総務室担当課長         | 北尾 卓也 |
| こども・学校サポート室総括指導主事 | 片山 義弘 |
| 学校教育課長            | 藤井 勝久 |
| 中学校給食準備室長         | 西村 明  |
| 社会教育課長            | 佐路 清隆 |
| 中央図書館長            | 高室 修  |
| 輝くこども未来室担当課長      | 内野 文彦 |
| 輝くこども未来室企画係長      | 田原 暁  |
| 事務局 教育総務室担当課長補佐   | 吉岡 正泰 |

(兼務職記載省略)

### 4 日程

- 1 開会宣告
- 2 議事日程報告
- 3 日程第1 教育行政報告
- 4 日程第2 報告第6号 京田辺市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る協議結果について
- 5 日程第3 議案第36号 京田辺市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について
- 6 日程第4 報告第7号 田辺地区における民間小規模保育事業所整備計画について
- 7 日程第5 報告第8号 同志社山手地区における放課後児童育成健全事業を実施する施設の整備について
- 8 日程第6 協議 京田辺市立小学校、中学校及び幼稚園の設置並びに管理に関する条例の一部改正について

|    |      |        |                       |
|----|------|--------|-----------------------|
| 9  | 日程第7 | 協議     | 令和3年度補正予算(第4号)(案)について |
| 10 | 日程第8 | 議案第37号 | 京田辺市立田辺中学校産業医の委嘱について  |
| 11 | 日程第9 | 報告第9号  | 専決処分の報告について           |
| 12 | 閉会宣告 |        |                       |

## 1 開会宣告

**教育長** 令和3年第8回京田辺市教育委員会定例会を開会いたします。出席数は5名で、定足数を満たしております。

## 2 議事日程報告

**教育長** 本日の議事日程は、さきにお配りさせていただいております。

## 3 日程第1 教育行政報告

**教育長** 日程第1、教育行政報告を議題とします。

**教育部長** 教育行政報告をさせていただきます。

7月26日、第34回全国小学生ハンドボール大会京田辺市出場チームの結団式が田辺中央体育館で開催されました。

27日、全国人権教育研究協議会教育課題研究会が中央公民館で開催されました。

28日から8月1日、第34回全国小学生ハンドボール大会が田辺中央体育館と太陽が丘の体育館で開催されました。

8月7日から8日、10日から13日、京田辺市平和展が中央公民館、市役所市民ロビーで開催されました。

8日、「京田辺市平和のつどい」が田辺中央公民館で開催されました。

12日、東京オリンピック女子ハンドボールチームの「おりひめジャパン」田邊夕貴選手の表敬訪問が特別応接室で行われたところです。

16日、大住中学校陸上競技部全国大会出場表敬訪問がございました。

同日、東京2020パラリンピック「京田辺市の火」採火式が中央公民館で行われました。

新型コロナウイルス感染症の対応について、別紙でご報告いたします。

期間中、3件の対応を行いました。

田辺小学校につきましては、7月20日、第6学年の児童の感染が判明したため、21日から24日まで学級閉鎖としました。その後は新たな感染者が認められなかったため、同日、学級閉鎖を解除しております。

桃園小学校につきましては、7月24日、第5学年の児童の感染が判明したため、25日から27日まで学級閉鎖としました。濃厚接触者に特定される児童、職員がなかったため、同日、学級閉鎖を解除しております。

大住幼稚園につきましては、7月31日、園児の感染が判明したため、8月1日から5日まで休園しました。新たな感染者は認められなかったため、6日から通常の運営としております。

**教育長** これから質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」と言う者あり)

**教育長** 質疑なしと認めます。

日程第1、教育行政報告を終わります。

#### **4 日程第2 報告第6号 京田辺市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る協議結果について**

**教育長** 日程第2、報告第6号、京田辺市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る協議結果についてを議題とします。

本件について、報告願います。

**教育総務室担当課長** 本件は、地方自治法第180条の7の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る京田辺市長との協議結果を報告するものです。

内容は、学校施設の利用、いわゆる学校開放についてです。

関係法令上、学校施設の利用許可は学校の設置者である教育委員会が行わなければならないところですが、スポーツを所管する市民部文化・スポーツ振興課に教育委員会に権限を残しながら、実際の事務を執っていただくため、補助執行させる手続を進めさせていただいたところではあります。

このことについて、教育委員会から申し入れた協議について、市長から了解が得られましたので、今後は、市長部局に補助執行を行わせるための必要な手続を進めていくこととなります。

**教育長** これから質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」と言う者あり)

**教育長** 質疑なしと認めます。

日程第2、報告第6号、京田辺市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る協議結果についての件を終わります。

#### **5 日程第3、議案第36号、京田辺市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について**

**教育長** 日程第3、議案第36号、京田辺市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正についてを議題とします。

本件について説明願います。

**教育総務室担当課長** 本件は、京田辺市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る協議結果を受け、京田辺市教育委員会の権限に属する事務を京田辺市長の補助機関である職員に執行させるために提案するものです。

新旧対照表により説明をさせていただきます。

改正の1点目は、専決及び代決を定めた第3条第1項の読み替え規定についてです。市民部文化・スポーツ振興課の職員が補助執行を行う際、「部長」とあるのは「市民部長」、「副部長」とあるのは「市民部副部長」、「課長」及び「担当課長」とあるのは「市民部

文化・スポーツ振興課長」とします。

改正の2点目は、補助執行させる職員や事務を定める別表の改めです。

補助執行させる職員に市民部文化・スポーツ振興課の職員を、補助執行させる事務に学校施設（体育施設に限る。）の開放に関するものを加えます。

**教育長** これから質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

**教育長** 質疑なしと認めます。

日程第3、議案第36号、京田辺市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

**教育長** 異議なしと認め、本件は原案のとおり決しました。

日程第3、議案第36号、京田辺市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正についての件を終わります。

次の日程第4、報告第7号から日程第9、報告第9号までは、会議の公開について京田辺市教育委員会会議規則第17条第3号に規定する「個人に関する情報を含み、会議を公開することにより個人の権利利益を害するおそれのあること」もしくは第4号「会議を公開することにより、関係機関の事務の執行に関し、著しい支障が生じるおそれのあること」に該当すると思われるので、会議の公開をしないこととしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

**教育長** 異議なしとのことですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、会議を非公開といたします。

（出入口施錠）

## 6 日程第4、報告第7号、田辺地区における民間小規模保育事業所整備計画について

**教育長** 日程第4、報告第7号から日程第7、協議に関し、市長部局、輝くこども未来室の職員を説明員として本会に出席をさせたいと考えます。その出席について、京田辺市教育委員会会議規則第19条「会議の運営について必要な事項は、会議に諮って定めること」となっております。

お諮りいたします。説明員の出席についてご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

**教育長** 異議なしとのことですので、説明員の出席について、これを認めます。

日程第4、報告第7号、田辺地区における民間小規模保育事業所整備計画についてを議題とします。

本件について報告願います。

**輝くこども未来室担当課長** 本件は、京田辺市田辺針ヶ池で計画されている民間小規模保育事業所整備計画について報告をさせていただくものです。詳細は、担当係長からご説明します。

**輝くこども未来室企画係長** 説明資料に沿って説明させていただきたいと思います。

去る7月に策定をいたしました第1期京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画におきましては、民間活力を活用した小規模保育事業所の整備により、1・2歳児の保育定員を確保しながら市立保育所定員の適正化を進めるとともに、待機児童の発生防止を図ることとしております。このたび、全国347カ所で保育園などを展開している株式会社ニチイ学館から田辺地区における小規模保育事業所の整備について提案があり、副市長を委員長、教育長を副委員長として庁内に設置している京田辺市保育所等整備運営事業者選考委員会での審査を経て、整備運営事業者とすることを決定しました。

整備場所は京田辺市田辺針ヶ池14及び15の2、JR京田辺駅の南側、踏切を渡って最初の辻を南側に下ったところで、田辺小学校に至る道の途上に所在します。これまで駐車場として利用されていた土地で現在は空き地です。

延べ床面積は129.38平米で、2階建て賃貸物件の1階部分に整備される予定です。施設種別は、零から2歳児を対象とした定員19名以下の小規模保育事業所となります。内訳は、零歳児6人、1歳児6人、2歳児7人です。開園予定日は、令和4年4月となっております。

市は、9月補正予算に施設整備費等に対する補助金を計上する予定としております。

これまでの経過、経緯について、説明します。

今から3年前の平成30年4月にニチイ学館から京田辺市で保育施設を整備したいということについて、初めて相談がありました。

当初は認可保育所を想定しておりましたが、京都府の認可権者としての立場等もあり、令和元年度以降は、小規模保育事業所の整備に絞って協議を続けてまいりました。本市もこれまでは小規模保育事業所の整備に積極的ではありませんでしたが、再編整備計画において、統合を予定している河原保育所分園及び南山保育所の代替施設として民間小規模保育事業所を整備することというのを掲げております。

適当な物件を確保できたということで、ニチイ学館から、先月7月15日に整備計画書が提出されたことを受け、同月30日の選考委員会を経て、8月12日付でニチイ学館を小規模保育事業所の整備運営事業者に決定したところです。

**教育長** これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

**藤原委員** 経過等について、2点ほど質問。まず、これはニチイ学館さんから要望があったということなので随意契約なのかどうかという契約の内容、もう一つは、市から補助金が出ますが、どのようなことに補助金を出すのか。例えば、ニチイ学館さんは日々の運営を担当して、賃貸料は市が出すのかとか、内訳は、どのようになりますか。

**輝くこども未来室企画係長** 2点ご質問いただきました。一点目については、ニチイ学館が事業として小規模保育事業所を整備する。それに対して、市が補助金を交付するというふうな形になっております。補助金は民法上、贈与ということになります。市として補助金、施設整備に対する補助金、開園後は運営に対する補助金を交付するというような形になっております。

補助金の内容は、今年度10月ぐらいから施設の改修工事に入るというふうに伺っておりますので、施設整備に係る改修費に対する補助金を交付する。もう一つは、4月から民

間小規模保育事業所として運営するということになりますけれど、あらかじめ職員を採用して工面をしておくということをしようかというふうに考えておりますので、その職員2名分の人件費を市として単独で補助することを予定をしているところです。

開園後は、市内の民間保育所、認定こども園と同様に、運営費に対する補助、これには賃貸料に対応する部分も通常どおり含まれておりますが、これをこの民間小規模保育事業所に補助する予定というふうになっております。

**西村委員** ちょうどその先が田辺小学校等になっており、送り迎えの車の件とか、その辺りのところでは十分配慮をいただいていると思うんですが、その辺りはどんな形で計画されているのか教えていただけたらと思います。

**輝くこども未来室企画係長** 頂いております整備計画には保育所の送迎用の駐車場を2台確保していくというふうに書かれております。市内で運営している市立の保育所、200人規模で駐車場の台数が20台となっています。今回、19人で2台ということですので、十分だろうとは思っていますが、通学路ということもありますので、安全確保については、選考委員会の方でも指摘がございました。

ニチイ学館の方は、まず2台で始めるが、必要に応じて周辺の民間の駐車場を借りることも考慮したいということ、送迎に際して、通学時間帯と重なるという場合は、職員が誘導に出て、安全確保に努めたいというふうを考えてられているところです。

また、小学校にはあらかじめ計画について説明するようにと伝えており、先日、小学校には説明しに行ったという報告を受けておりますので、ご心配の部分についてはしっかり対応していただけるものというふうに考えております。

**教育長** ほかに、質疑ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

**教育長** 質疑なしと認めます。

日程第4、報告第7号、田辺地区における民間小規模保育事業所整備計画についての件を終わります。

## 7 日程第5、報告第8号、同志社山手地区における放課後児童健全育成事業を実施する施設の整備について

**教育長** 日程第5、報告第8号、同志社山手地区における放課後児童健全育成事業を実施する施設の整備についてを議題とします。

本件について、報告願います。

**社会教育課長** 本件は、同志社山手地区において、社会福祉法人みみづく福祉会から放課後児童健全育成事業を実施する施設の整備について提案があり、京田辺市保育所等整備運営事業者選考委員会での審査を経て、運営事業者として決定したことを報告をするものです。別紙によりご説明いたします。

本市は、普賢寺小学校を除く8小学校で29クラスの留守家庭児童会を設置しています。

また、宇治福祉園が三山木小学校区内に留守家庭児童会（みんなのき倶楽部）を開設したことから、1クラス（40名）分の保育を業務委託しております。

このたび、同志社山手地区で幼保連携型認定こども園こもれびを運営するみみづく福祉会から同志社山手地区における放課後児童健全育成事業を実施する施設の整備について提案があり、京田辺市保育所等整備運営事業者選考委員会での審査を経て、整備運営事業者として決定いたしました。

整備場所は、京田辺市同志社山手4丁目3の1（こもれび敷地内）です。

建物規模は、77.76平米、定員40名の施設です。

施設種別は、放課後児童健全育成事業を実施する施設となります。

開園予定日は、令和4年4月です。

本市は、令和3年9月補正予算に施設整備費等の補助金を計上する予算措置をいたします。

これまでの経過ですが、6月17日にみみづく福祉会から留守家庭児童会施設整備について、令和4年度からみみづくこども園から卒園児が出るということもあり、卒園児を主な対象とした留守家庭児童会を整備できないかというご相談がありました。

7月20日、みみづく福祉会から留守家庭児童会整備計画書の提出、同月30日の京田辺市保育所等整備運営事業者選考委員会を経て、8月12日にみみづく福祉会を整備運営事業者に決定させていただいたところです。

**教育長** これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

**藤原委員** 卒園児が出るので継続してケアをしたいという趣旨だと思うんですが、新たな施設はこもれびの施設内に教室を1つ建てるとか造るとかということですか。

**社会教育課長** こもれびの敷地内に仮設のプレハブ校舎を建てられて運営をされるということになっております。

**西村委員** こういう形の施設について、中身の指導とか、教育というか、児童に対するケアの指針とか、そういうものはそれぞれの園、設置者に任されているのか、ある程度市の方で基準のようなものがあるのか、教えていただきたい。

**社会教育課長** 今年の4月にオープンしたみんなのき倶楽部については、京田辺市から委託ということで、市の事業をそのまま継承いただくというような形をお願いをしておるところです。

こもれびにつきましては、補助という形で行いたいというふうに思っております、こもれび独自の運営に近い形で行われると考えているところです。

**上村委員** 同園の卒園児を対象にということから始まったというのはお聞きしたんですけど、学年をある程度決めて募集されるのかということと、同じ敷地の中ということと、例えば外で遊ぶ場合、園児と小学生が同じところで遊んだりとかするのかということと、その場合、行動とか動きとかが全然違うと思うので、危険性というかそういうことはどのように配慮されるのか教えてください。

**社会教育課長** 低学年につきましては、授業が5時限で終わる関係で、必ず専用施設で子どもを預からないといけないという事情があります。ただ、三山木留守家庭児童会の定員枠は、111名分しかありませんので、待機を解消することがまず第1の目的となります。

こもれびの保育園につきましても、低学年、1・2年生を対象とした施設としてお願い



をしているところです。

指導員につきましては、市の留守家庭児童会に研修に出てこられるとか、指導員、支援員の資格を取りに行かれるとかいうようなことを既に進めておられまして、安全確保についても園の方で十分に検討されるというふうなことは聞いております。

**伊東委員** 卒園児対象とお聞きしたんですけど、例えばここの卒園児ではなくて、ほかの家庭からも入りたいとかいう希望があった場合、配慮があるのかという点と、こもれびまでの距離が三山木小学校からかなり遠いので、この間の誘導とかはどうなるのかというのをお聞きしたいと思います。

**社会教育課長** 卒園児を中心にとということで考えておられますが、こちら側からの要望につきましても聞いていただけるように協議を進めているところです。

園までの誘導については、提案といたしましては、山手幹線との交差点までは自分で帰ってもらう、そこまでは迎えに行くでありますとか、学校までスクールバスを走らすでありますとか、今検討いただいているということになっております。

**西村委員** 帰宅の件ですけど、基本は学校を出ると玄関までが学校安全会の補償の対象になっていると思うんですが、今のような条件の場合、学校安全会の補償の対象はどこまでですか。迎えに来るそこまでが補償の対象になるのか、そのまま家までという話になっているのか。その辺りはどのような対応になっていくのか教えてください。

**社会教育課長** その辺についての調整は行えていないところですが、開設までには整理していきたいというふうに考えております。

**教育長** ほか、よろしいですか。

(「なし」と言う者あり)

**教育長** 質疑なしと認めます。

日程第5、報告第8号、同志社山手地区における放課後児童健全育成事業を実施する施設の整備についての件を終わります。

## 8 日程第6、協議、京田辺市立小学校、中学校及び幼稚園の設置並びに管理に関する条例の一部改正について

**教育長** 日程第6、協議、京田辺市立小学校、中学校及び幼稚園の設置並びに管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件について説明願います。

**輝くこども未来室担当課長** 本件は、京田辺市立大住幼稚園の仮設園舎への移転に伴い、令和3年第3回京田辺市議会定例会に提案する条例の改正について協議するものです。詳細は、担当よりご説明します。

**輝くこども未来室企画係長** 改正の内容について、新旧対照表でご説明します。

市立小学校、中学校、幼稚園の名称及び設置場所を定める条例の別表中、3幼稚園の項、(4)京田辺市立大住幼稚園の設置場所を京田辺市大住池平3番地の4から京田辺市大住池平8番地に改めます。これは、来年1月から予定しているこども園化に向けた大住幼稚園の建て替え工事の期間中も幼稚園としての運用を継続するため、大住小学校のグラ

ウンドに仮設園舎を設置して移転することから、園の設置場所を定める本条例について、所要の改正を行うものです。

仮設園舎の建築工事は来年9月末から12月末まで、年明けに引っ越し作業を行った後に仮設園舎での運営を予定していることから、施行日は令和4年1月11日としています。

**教育長** これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

**教育長** なしと認めます。

日程第6、協議、京田辺市立小学校、中学校及び幼稚園の設置並びに管理に関する条例の一部改正についての件を終わります。

## 9 日程第7、協議、令和3年度補正予算(第4号)(案)について

**教育長** 日程第7、協議、令和3年度補正予算(第4号)(案)についてを議題とします。

本件について説明願います。

**教育総務室担当課長** 本件は、令和3年度補正予算(第4号)を編成するにあたり、教育に関する事務に係る部分について、教育委員会に意見を求めるものです。

補正後予算は、教育総務費は、2,493万6,000円増額し、4億6,475万6,000円に、小学校費は、969万8,000円増額し、7億7,990万9,000円に、中学校費は、807万5,000円増額し、2億6,218万円に、幼稚園費は、679万円減額し、10億6,502万7,000円に、社会教育費は、2,483万5,000円増額し5億9,630万6,000円となります。

主な事業について、「令和3年度第4号補正予算、主な事業」により説明します。

教育総務費では、GIGAスクール構想でタブレットを配備してICTに関する授業を行うにあたり、児童・生徒数が多い3校、三山木小、田辺中学校、大住中学校について、通信量の増大に対応するための回線契約の見直しを行う情報教育通信回線増強事業に76万8,000円を、また、新小学1年生の入学、新中学校1年生への進学の際のアカウントの変更等によって生じる作業費用に107万8,000円を充てる2つの事業を行います。

小学校費では、小学校施設の庇などの非構造部材の安全確認のための調査を行う事業に540万円を、また、田辺小学校給食用小荷物専用昇降機修繕事業に77万6,000円を充てる2つの事業を行います。

中学校費では、小学校と同様に、庇などの非構造部材の安全確認のための調査を行う事業、緊急の修繕に対応するための修繕事業にそれぞれ300万円を充てる2つの事業を行います。

幼稚園費では、小・中学校と同様に幼稚園施設の非構造部材の安全確認のための調査を行う事業に315万円、老朽化した田辺幼稚園ホールのエアコンを更新する事業に171万2,000円を充てる一方、こども園建設に係る大住幼稚園仮設園舎賃貸借事業の不要分2,280万円と大住こども園新築工事設計監理事業の不要分1,000万円を減額します。

社会教育費では、留守家庭児童会の運営を委託しております「みんなのき」の方で障がい児を受入れのための指導員の加配増額分として391万2,000円を、同志社山手地区において令和4年4月に留守家庭児童会の開設を予定している事業者に対する施設整備及び開設準備に要する経費を補助する事業に2,249万5,000円を充てる2つの事業を行います。

また、これらとは別に、大住小学校、三山木小学校、普賢寺小学校の給食調理に関する委託について、令和3年度から令和6年度までの期間の分の費用の上限を2億2,100万円とする債務負担行為を計上しました。

**教育長** 事務局の説明について、ご意見等ございませんか。

**西村委員** 非構造部材の点検調査については、定期的に目視といった形で施設の点検は行われていないのかというのが1点と、点検結果を受けて、修繕等対応がきちっとすぐになされるのかどうかというところを聞きたいと思います。

**学校教育課長** 建物躯体の老朽化への対応は、長寿命化計画の中で行っていく考えですが、例えば扉であったり、屋根のめくれであったりというようなことは、日々の修繕で対応を行っております。

結果的にけが人が出ていないことが幸いですけれども、5月末に田辺小学校で、門扉の溶接部分が外れて倒れるという事故がありました。その日中に3班に分かれて各学校へ点検に回ったところです。学校でも日々点検は行っていておりましたが、素人があくまでも見た目だけであり、これからもこういうことがあり得るだろうという中で、プロの目で一定の確認を頂きたいというところがございます。

防球ネットの転倒による死亡事故例もあり、国からも通知が来ております。そういうことも含め、必要などころについては予算を取り、長寿命化計画とは別に修繕を行っていくものです。

子どもたちにけががないようにということでまず進めていただき、安全・安心に過ごせるように環境を整えるという目的でさせていただきます。

**西村委員** ということは、今までそういうプロの目でのそういう対象物に関する調査というのはされてなかったという理解でよろしいのでしょうか。

**学校教育課長** 長寿命化計画をつくる段階で一旦はしております。毎年、学校や教育委員会の職員で点検もしておりますが、あくまで素人というところがありますので、実際にプロを入れて改めてやりたいということで、予算計上をさせていただきます。

**西村委員** その辺り、また計画的によろしく願います。

**教育長** ほか、ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

**教育長** なしと認めます。

日程第7、協議、令和3年度補正予算(第4号)(案)についての件を終わります。

## 10 日程第8、議案第37号、京田辺市立田辺中学校産業医の委嘱について

[非公開]

(議案第37号 原案のとおり可決)

## 11 日程第9、報告第9号、専決処分の報告について

**教育長** 日程第9、報告第9号、専決処分の報告についてを議題とします。

本件について報告願います。

**中央図書館長** 本件は、京田辺市宮津佐牙垣内地内における物損事故に係る損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により7月9日付けで専決処分をしたことを報告するものです。

損害賠償の額は、1万7,710円、相手方は木原定雄氏です。

事故の概要は、令和3年6月3日、午後3時50分頃、委託先運転手が運転する移動図書館車が対向車との離合する際、民家の車止めに接触し、損害を与えたものです。

事故の場所は、位置図に示しているとおりで。

事故の経過を説明させていただきます。

この日は三山木方面への移動図書館車運行日であり、二又公民館前から江津公民館前へ向かう途中の事故でありました。二又から江津ですから、事故の場所はそれよりもちょっと遠い場所になるんですが、江津の住民の方に移動図書館車の訪問をPRするため、一旦宮ノ口の方まで行き、その中の道を音楽を流しながら通って戻って来る途中、東向きに走っているときに対向車が3台ほど来まして、少し早く左に寄り過ぎ、車止めに接触しました。

この現場は車の往来が最近増えてきておりますので、事故後はこのルートは通らず、別ルートでPR等をするように改善を図っているところです。

**教育長** これから質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」と言う者あり)

**教育長** 質疑なしと認めます。

日程第9、報告第9号、専決処分の報告についての件を終わります。

以上で、会議を非公開とすることを終わります。

(出入口解錠)

**教育長** 本日予定しておりました議事は以上です。その他報告事項等ございませんか。

**学校教育課長** 日程第1、行政報告において、8月16日の大住中学校陸上競技部全国大会出場表敬訪問の場所について、特別応接室を特別会議室に訂正をお願いしたいと思います。

大住中学校の陸上部につきましては、男子3,000メートルに2人、女子砲丸投げに1人が出場することになっており、本日予選、明日決勝ということになっています。

あと全国大会に出場する者として、田辺中学校のハンドボール部男子・女子、大住中学校のハンドボール部男子・女子それぞれ4チームになりますが、全国大会に出場するということで頑張っておりますので、報告をさせていただきます。

**教育長** ほか、報告よろしいですか。

(「なし」と言う者あり)

**教育長** 令和3年第8回京田辺市教育委員会定例会を閉会いたします。